

内閣府告示第五百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県
- 二 構造改革特別区域の名称 みやぎ情報産業人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四、一一四六）

内閣府告示第五百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県柴田郡大河原町
- 二 構造改革特別区域の名称 大河原町観光活性化どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県柴田郡大河原町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第五百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県山本郡八峰町
- 二 構造改革特別区域の名称 白神の里八峰どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 秋田県山本郡八峰町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第五百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県及びいすみ市
- 二 構造改革特別区域の名称 ブレーメン共生型サービス推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 いすみ市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）

内閣府告示第五百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都墨田区
- 二 構造改革特別区域の名称 魅力都市すみだデジタルIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都墨田区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四、一一四六）

内閣府告示第五百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 川崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 かわさきIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 川崎市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四、一一四六）

内閣府告示第五百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 厚木市
- 二 構造改革特別区域の名称 あつぎIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 厚木市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四、一一四六）

内閣府告示第五百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊那市
- 二 構造改革特別区域の名称 伊那市地域共生型福祉特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊那市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）



内閣府告示第五百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大垣市
- 二 構造改革特別区域の名称 大垣市地域密着型福祉サービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大垣市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）

内閣府告示第五百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県安八郡神戸町
- 二 構造改革特別区域の名称 心豊かな子どもを育む給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜県安八郡神戸町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第五百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県競馬組合
- 二 構造改革特別区域の名称 地方競馬ミニ場外特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 名古屋市の区域の一部（中区大須地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方競馬における小規模場外設備設置事業（一〇一〇）

内閣府告示第五百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県桑名郡木曾岬町
- 二 構造改革特別区域の名称 木曾岬すくすく給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三重県桑名郡木曾岬町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第五百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高島市
- 二 構造改革特別区域の名称 高島環の郷教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高島市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

内閣府告示第五百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊丹市
- 二 構造改革特別区域の名称 いたみ支えあい福祉まちづくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊丹市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）

内閣府告示第五百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 相生市
- 二 構造改革特別区域の名称 海と森と人が輝く相生市教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 相生市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

内閣府告示第五百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 養父市
- 二 構造改革特別区域の名称 養父市どぶろく村特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 養父市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）



内閣府告示第五百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高野町
- 二 構造改革特別区域の名称 「食育」の推進をめざす一貫給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 和歌山県伊都郡高野町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第五百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 出雲市
- 二 構造改革特別区域の名称 出雲市福祉のまちづくり推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 出雲市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）

内閣府告示第五百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 尾道市
- 二 構造改革特別区域の名称 尾道市人間教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 尾道市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

内閣府告示第五百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年七月四日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 萩市
- 二 構造改革特別区域の名称 萩市地域生活推進小規模多機能サービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 萩市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）